

GIS 導入業務 公募型プロポーザル  
事業者募集要項

1. 目的

当市が保有する地理空間情報を統合・一括管理する「統合型 GIS」及び、住民向けの情報提供するための「公開型 GIS」を導入することで、GISに係るコストの低減及び住民の利便性を向上させることを目的とする。

2. 事業の概要

- (1) 発注者 釜石市
- (2) 事業の名称 GIS 導入業務
- (3) 業務の内容 ①庁内の既存 GIS を統合する「統合型 GIS」の導入  
②職員が現地調査の際に、庁外から統合型 GIS の許可された情報にアクセスするための「現地調査システム」の導入  
③住民がインターネット経由で、統合型 GIS の許可された情報にアクセスするための「公開型 GIS」の導入  
④各システムで使用するデータ整備及び調整業務  
※詳細は、別紙「GIS 導入業務公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 予算上限額 30,353,400 円（基本上限額）  
※消費税額及び地方消費税額を含む。
- (5) 履行期間 契約の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3. 選定方法

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から、本要項に基づき提出された企画提案書等の書類を市長が庁内に設置する選定委員会において審査し、選定事業者（優先交渉権者）及び次点を選定する。

審査後、選定結果を各参加者に文書で通知するとともに公表する。なお、問合せに対する回答は行わず、審査結果に対する異議申立ては認めない。

4. 参加申込者の資格要件

参加者は、単独企業又は業務を共同連帯し受託するため 2 以上の者を構成員として結成された共同企業体によるものとし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。共同企業体については、その構成員が共同企業体に関する協定を結ぶこととし、次に掲げる全ての要件をその構成員が満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

る者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間でないこと。

(4) 釜石市暴力団排除条例（平成 27 年釜石市条例第 37 号）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) 提案の時点で、提案しようとするシステムの他地方公共団体への導入実績を 3 件以上かつ岩手県内他地方公共団体への導入実績を 1 件以上有していること。また、提案しようとするシステムの運用・保守を 1 年以上継続していること。

(7) LGWAN 登録事業者であること。

(8) 本業務委託の管理技術者として業務を行う者がプレゼンテーションできること。

## 5. 参加申込

本プロポーザルの参加申込者は、下記の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

※共同企業体の場合は、委任状（様式第 1-1 号）を添付すること。

② 実施体制（配置予定者）に関する調書（様式第 2 号）

③ 他地方公共団体へのシステム導入実績書（様式第 3 号）

④ 納税証明書

※釜石市に納税義務がある場合は、「法人市民税」及び「固定資産税」等の未納税額のない証明書

⑤ LGWAN 登録事業者であることが分かる資料

(2) 参加申込期限 令和 6 年 5 月 13 日（月）17 時 15 分

(3) 参加申込方法 総合政策課 DX 推進室に郵送又は持参し提出

(4) 参加辞退 やむを得ず参加を辞退する場合は、令和 6 年 5 月 15 日（水）17 時 15 分までに辞退届（様式第 4 号）を提出

## 6. 質問の提出及び回答

### (1) 質問の提出

① 提出期間 令和 6 年 4 月 10 日（水）から令和 6 年 4 月 22 日（月）17 時 15 分まで

② 提出方法 募集要項等に関する質問書（様式第 5 号）を事務局に電子メールにより送信する。（電話による質問は受け付けない。）

### (2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和 6 年 5 月 1 日（水）にホームページにおいて公表する。なお、回答にあたっては、質問を行った事業者名は公表しない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

## 7. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

1 者 1 提案、提出部数 12 部とし下記提出先へ企画提案書提出書（様式第 6 号）及び見積書（様式第 7 号）を添付し、郵送又は持参で提出する。また、提出する企画提案書は、下記のとおりとする。

なお、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

#### ① 企画提案書（様式第 6 号）

##### ア 体裁

A 4 版両面印刷 15 枚以内

##### イ 記載項目

##### (ア) システムの全体概要

システムが動作するネットワークを含めた各システムのつながりが分かるように記載すること。

##### (イ) 各システムの概要と特徴等

##### a 統合型 GIS の概要と特徴等

(a) 固定資産管理業務に係る機能概要と特徴等

(b) 道路管理業務に係る機能概要と特徴等

(c) 上下水道業務に係る機能概要と特徴等

(d) 令和 7 年度以降の新たなレイヤ登録イメージ

以下のそれぞれの場合で、職員の対応可否、操作イメージが分かるように記載すること。

・ shape ファイルを取り込む方法

・ 住所（緯度経度）一覧から作成する方法

・ その他の方法

##### b 現地調査システムの概要と特徴等

##### c 公開型 GIS の概要と特徴等

##### (ウ) システムの他地方公共団体への導入事例と導入効果

##### (エ) システム導入スケジュール案

##### (オ) システムの導入経費及び翌年度以降の運用に係る経費

令和 6 年度にセットアップするデータの更新に係る費用を含めること。

##### (カ) システムの保守サービスのサポート体制

#### ② 添付書類

##### 見積書（様式第 7 号）

・ 導入に係る費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）を記載すること。また、仕様書の業務内容に基づく具体的な積算内訳を記載すること。

・ 導入後の運用に係る経費を参考見積として付記すること。

(2) 提出期限 令和 6 年 5 月 13 日（月）17 時 15 分

(3) 提出先 釜石市総合政策課 DX 推進室

## 8. 企画提案書に係るプレゼンテーション

下記により、企画提案書のプレゼンテーションを実施する。

詳細は別途通知するものとする。

- (1) 場所 釜石市役所第4庁舎7会議室
- (2) 日程 令和6年5月20日(月)

## 9. スケジュール

- 令和6年4月10日(水) 公告
- 令和6年4月10日(水) 参加申込書受付開始
- 令和6年4月10日(水) 企画提案書受付開始
- 令和6年4月10日(水) 質問受付開始
- 令和6年4月22日(月) 17時15分 質問受付締切
- 令和6年5月1日(水) 質問回答
- 令和6年5月13日(月) 17時15分 参加申込書受付締切
- 令和6年5月13日(月) 17時15分 企画提案書受付締切
- 令和6年5月15日(水) 17時15分 辞退届提出締切
- 令和6年5月20日(月) プレゼンテーション
- 令和6年5月28日(火) 選定事業者及び次点決定 結果報告

## 10. プロポーザルの費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

## 11. 失格条件

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ① 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
- ② 虚偽の内容が記載されているもの
- ③ プレゼンテーションを無断で欠席したもの

(2) この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

## 12. 主催者及び事務局(問い合わせ先)

- (1) 主催者 釜石市
- (2) 事務局 釜石市総合政策課 DX推進室  
〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号  
TEL:0193-27-8413(直通)  
FAX:0193-22-2686  
E-mail:sougou@city.kamaishi.iwate.jp

### 13. その他

- (1) 本プロポーザルに関連して市が配布する資料及び質問に対する回答は、本要項と一体のものとして扱う。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は、開催しない。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 市は、審査及び説明を目的として提出書類の写しを作成し、使用できるものとする。
- (5) 市は、公平性、透明性及び客観性を期するため提出書類を公表することがある。
- (6) 提出書類は原則として返却しない。
- (7) 配置予定者は、病休、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとする。
- (8) 参加者は、本プロポーザル及びその後の業務の履行への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないこと。
- (9) その他の詳細については、契約締結時に市及び受注者により誠意をもって協議するものとする。